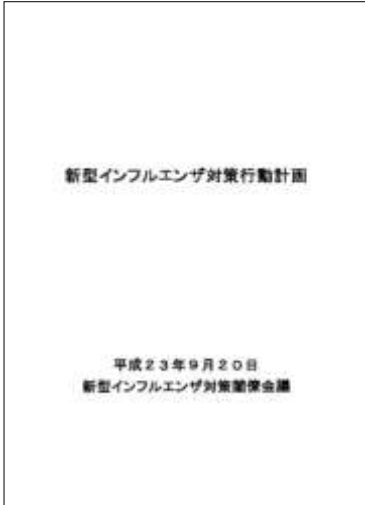





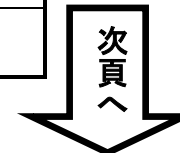
国・県の行動計画・ガイドライン等の構成等について

国	大項目	中項目	青森県		
<p>行動計画 (H23.9.20 改定)</p> 	<p>対策の 基本方針</p>	目的	<p>行動計画 (H23.4.28 改定)</p> 		
		基本的考え方		<p>マニュアル [社会対応版]</p> 	<p>マニュアル [医療提供版]</p> 
		対策推進のための役割分担			
		行動計画の主要 7 項目			
		発生段階			
	<p>各発生段階に おける対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>未発生期</p> <p>海外発生期</p> <p>国内発生早期</p> <p>国内感染期</p> <p>小康期※</p> </div>	実施体制			
		情報提供・共有			
		予防・まん延防止	<p>策定作業中</p>		
		社会・経済機能の維持		<p>要領(マニュアル[社会対応]附属)</p>	
		サーベイランス・情報収集		<p>要領(マニュアル[医療提供]附属)</p>	
<p>公衆衛生対策、 広報対策</p>	医療				
	ワクチン				
<p>水際対策、検疫、感染拡大防止、事業者・職場、 埋火葬等に関する各種ガイドライン</p>		事業者等対応・リスクコミュニケーション			
<p>医療提供・抗インフルエンザ薬等に関するガイドライ</p>	<p>医療体制対策</p>	<p>医療体制・抗インフルエンザ薬</p>			

国で検討中

策定作業中

※県の行動計画等は、国の行動計画に規定する「小康期」については規定していない。



行動マニュアル〔医療提供版〕及び各種実施要領について

- マニュアル〔医療提供版〕は、保健所、医療機関、市町村、県本庁が「情報提供体制（電話相談窓口）」、「医療提供体制」及び「サーベイランス・検査体制」の3つの分野について、発生段階ごとにとるべき原則的な対応について定めたもの。この原則に基づき、各地域新型インフルエンザ対策協議会において、当該地域の医療提供体制等について協議していただくこととしている。そのため、地域で医療提供体制に相違があることがある。
- マニュアル〔医療提供版〕本体を実施するため必要な、各種対応における具体的な内容は、各種の実施要領により定めることとしている。その構成と実施要領の種類は次のとおり

本体	
行動マニュアル〔医療提供版〕	
第1	症例定義
第2	医療提供体制
附属	
実施要領	
第3	電話相談窓口（県本庁、地域県民局）
第4	サーベイランス
第5	新型インフルエンザ疑似症患者・患者（確定例）への対応
第6	患者搬送
第7	積極的疫学調査
第8	新型インフルエンザワクチンの接種
第9	外来診療
第10	入院治療
第11	検査体制
第12	抗インフルエンザ薬の投与について

実施要領の一部は、関係機関等と協議しながら定める予定

